

◎佐賀県条例第7号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>（市町等が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>（市町等が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
<p>1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11)～(21)</u> 略</p>	略	<p>1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿又は定款等を閲覧させ、又は謄写させること。</u></p> <p><u>(12)～(22)</u> 略</p>	略
1の2～9の3 略		1の2～9の3 略	
<p>9の4 森林法（昭和26年法律第249号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p>	佐賀市 唐津市 小城市 嬉野市 神崎市	<p>9の4 森林法（昭和26年法律第249号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p>	佐賀市 唐津市 <u>鳥栖市</u> 小城市 嬉野市 神崎市
<p>9の5 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この号において「法」という。）</p>	略	<p>9の5 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この号において「法」という。）</p>	略

改正前		改正後	
に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(3) 略 (4) 法第46条第2項の規定により、定款 の変更の認可をすること。 (5)～(7) 略		に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(3) 略 (4) 法第46条第5項の規定による定款の 変更の届出を受理すること。 (5)～(7) 略	
10～30 略		10～30 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第1号及び第9号の5の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第2条の表第9号の4の左欄に掲げる事務に係る森林法（昭和26年法律第249号）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた届出で、同日以後においては鳥栖市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、鳥栖市長がした処分又は鳥栖市長に対してなされた届出とみなす。